

議案第49号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成14年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

任命権者が職員を派遣することができる団体を定める規定から公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を削除する必要がある。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u></p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>2及び3 略</p>